

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査
試験問題

法律科目試験

（刑事訴訟法）

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 資料として配付する六法もケースに入れて机の上に置き、試験開始の合図があるまで、開けてはいけない。また、六法に傍線等書き込みや折り曲げをしてはいけない。
3. 筆記用具（ペンまたは鉛筆）、消しゴム、下敷き（ただし、下敷き使用の場合は監督者の許可を得ること）、その他監督者が特に許可したもののほかは使用できない。これ以外の携行品は、監督者の指示に従って所定の場所に置くこと。なお、ラインマーカーや色鉛筆等の使用は、問題検討のために問題紙に限り使用を認める。解答用紙への使用は認めない。修正液、修正テープの使用は認めない。シャープペンシルの使用は認めない。
4. 問題紙の本文は、2頁ある。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
5. 解答用紙は、3枚1組である。
6. 各解答用紙の左下に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
7. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
8. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
9. 試験中に気分が悪くなる等やむを得ない場合は、黙って手を挙げ、監督者の指示に従うこと。
10. 試験終了の合図とともに、すみやかに筆記具を置き、監督者の指示を待つこと。許可があるまで試験場を退出できない。
11. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。
12. 携帯電話やPHS等の通信機器の使用は認めない。電源を切ってカバン等にしまうこと。
13. 試験時間中の飲食は禁止する。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル（ペットボトル以外は不可）に入った飲料を持ち込んで飲むことを認めるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足元に置き、机上にこぼしたり、水滴によって解答用紙を汚損しないよう十分注意すること。

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験
(刑事訴訟法)

次の事例を読んで、設問に答えなさい。

【事例】

1 警察は、業として無限連鎖講に加入することを勧誘したとして、「無限会」の会長Xに対し、無限連鎖講の防止に関する法律違反（同法6条）の疑いで捜査を開始し、「無限会」の大阪本部事務所及び京都事務所に対する各捜索を実施するため、裁判官から大阪本部事務所を捜索場所とする捜索差押許可状及び京都事務所を捜索場所とする捜索差押許可状の各発付を受けた。いずれも、差し押さえるべき物は、業として無限連鎖講加入を勧誘したことを明らかにするための帳簿、関係書類、磁気記録テープ、USBメモリ、フロッピーディスク等と記載されていた。

警察官Pは、本件許可状に基づく大阪本部事務所の捜査に際し、会長であるXの机の引出しの中からフロッピーディスク1枚を発見したので、持参していた警察のノートパソコンにこれを挿入してその内容を確認しようとしたところ、「不正な操作を行ったので、データを消去します」とのディスプレイ表示とともに、フロッピーディスク内のすべてのデータが消去された。

Pは、コンピュータ専門家によって消去データの復元も可能であろうと考え、このフロッピーディスクを差し押さえたが、警察署において専門家による確認の結果、復元不可能と判明したので、これを大阪本部事務所に還付した。

他方、警察官Qは、その約15分後、京都事務所に捜査に赴き、捜査を開始した。Qは、同事務所責任者の部屋の隅に金庫1台が設置されているのに気づき、捜査に立ち会っていた同事務所責任者に鍵を開けるよう求めたが、「鍵が見当たらない」などと言って応じようとしなかったので、やむなく金庫業者を呼んで解錠させた。その金庫内には、大阪本部事務所のものと思われる総勘定元帳などの帳簿類のほか、「本部からの預かり物」と記載した中型封筒があり、中にはUSBメモリ5本が入っていた。Qは、上記帳簿類を差し押さえたほか、大阪本部事務所を捜査したPから、「無防備にパソコンで内容を見ようとすると、組み込まれた消去ソフトが起動して内容が消去されるおそれがあるから気をつけるように」との連絡を受けていたため、その内容を確認することなく、封筒内のUSBメモリ5本すべてを差し押さえた。

警察署において、専門家によってUSBメモリ5本中3本には消去ソフトが組み込まれていたことが判明したため、これを解除して内容を確認したところ、その3本には、「無限会」の組織構成や会員募集の手口、会員名簿、会員からのクレームに対する対応措置などに関するデジタルの文書が保存されていた。消去ソフトが組み込まれていなかった残りの2本にはまったくデータがなく、未使用のUSBメモリであったので、これを京都事務所に還付した。

2 「無限会」の会員であったA（65歳）は、数回にわたって「無限会」に、老後の資金合計300万円を出資していた。しかし、その資金が約束どおり戻ってこなかったことから、家族全員に折

2010年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(刑事訴訟法)

に触れて厳しい非難・叱責を受けて絶望的になり、Aは、「書置き」を残して自殺するに至った。この書置きは、Aの遺族から警察に任意提出され、警察は、これを領置した。書置きには、「無限会」に加入したいきさつや、数回に分けて「無限会」に出資した年月日と金額などが自筆で記載され、最後にAの署名が付されていた。

Xは、無限連鎖講の防止に関する法律違反（同法6条）の罪により公訴を提起された。被告人Xは、第1回公判期日の冒頭手続において、公訴事実を否認した。検察官は、上記Aの書置きについて、立証趣旨を「Aが無限会に加入した経緯、出資の年月日と金額等」として、その証拠調べを請求した。被告人は、これに対し証拠とすることに不同意であるとの意見を述べた。

【設問】

- 第1問 【事例】1において、警察官P及びQの行った捜索・差押えは適法か。（配点：25点）
第2問 【事例】2において、裁判所は、本件「書置き」を証拠として採用できるか。（配点：25点）

【参考】

無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年11月11日法律第101号）〔抄〕

（目的）

第1条 この法律は、無限連鎖講が、終局において破たんすべき性質のものであるのかかわらずいたずらに関係者の射幸心をあおり、加入者の相当部分の者に経済的な損失を与えるに至るものであることにかんがみ、これに関与する行為を禁止するとともに、その防止に関する調査及び啓もう活動について規定を設けることにより、無限連鎖講がもたらす社会的な害悪を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「無限連鎖講」とは、金品（財産権を表彰する証券又は証書を含む。以下この条において同じ。）を出えんする加入者が無限に増加するものであるとして、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に2以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の出えんする金品から自己の出えんした金品の価額又は数量を上回る価額又は数量の金品を受領することを内容とする金品の配当組織をいう。

（無限連鎖講の禁止）

第3条 何人も、無限連鎖講を開設し、若しくは運営し、無限連鎖講に加入し、若しくは加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長する行為をしてはならない。

（罰則）

第6条 業として無限連鎖講に加入することを勧誘した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。